



PSD-W-第05-001号

映像伝送専用サービス 契約約款

第2版
(平成17年9月)

JSAT株式会社

映像伝送専用サービス契約約款 目次

第1章 総則-----	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (外国における取扱いの制限等)	2
第2章 映像伝送専用サービスの内容-----	3
第5条 (専用契約の種別)	3
第6条 (映像伝送専用サービスの品目等)	3
第7条 (専用回線の終端及び設置区間)	3
第3章 専用契約の締結等-----	4
第1節 契約の単位等-----	4
第8条 (契約の単位)	4
第9条 (最低利用期間)	4
第2節 専用申込及び専用契約の締結-----	4
第10条 (専用申込の方法)	4
第11条 (利用開始日等)	5
第12条 (専用申込の承諾)	5
第3節 他人利用請求-----	6
第13条 (他人利用等)	6
第4節 専用契約者が行う専用契約事項の変更の請求-----	6
第14条 (専用契約の種別の変更の請求の禁止)	6
第15条 (品目の変更の請求)	6
第16条 (利用開始日等の変更の請求の禁止)	6
第17条 (専用回線の設置区間の変更の請求の禁止)	6
第18条 (送信又は受信の区別の変更の請求の禁止)	6
第19条 (他社接続回線に係る専用契約事項の変更の請求)	6
第20条 (変更の請求に対する承諾)	7
第5節 随時専用契約の予約等-----	7
第1款 随時専用契約の予約申込及び承諾-----	7
第21条 (予約申込)	7
第22条 (利用開始時刻等)	7
第23条 (予約申込の承諾)	7
第2款 随時専用契約者が行う予約の変更-----	8
第24条 (予約の取消しの請求)	8
第25条 (予約事項の変更の請求)	8
第26条 (予約事項変更の請求に対する承諾)	8
第6節 映像伝送専用サービスの利用の更新等-----	8
第27条 (専用契約者が行う映像伝送専用サービスの利用の終了の請求)	8

第28条（当社が行う映像伝送専用サービスの利用の更新）	8
第29条（専用契約者が行う利用の更新に伴う専用契約事項の変更の請求）	8
第7節 専用契約の解除	9
第30条（当社が行う専用契約の解除）	9
第31条（専用契約者が行う専用契約の解除）	9
第4章 映像伝送専用サービスの提供の中止及び停止	10
第32条（映像伝送専用サービスの提供の中止）	10
第33条（映像伝送専用サービスの提供の停止）	10
第5章 他社回線との接続	11
第34条（回線相互接続の請求）	11
第35条（回線相互接続の請求の承諾等）	11
第36条（回線相互接続の変更）	11
第37条（回線相互接続の廃止）	11
第6章 専用回線の利用の制限	12
第38条（専用回線の利用の制限）	12
第7章 料金等	13
第1節 料金及び工事に関する費用	13
第39条（料金及び工事に関する費用）	13
第2節 料金等の支払義務	13
第40条（映像伝送専用料の支払義務）	13
第41条（支払いを要しない料金）	13
第42条（工事費の支払義務）	14
第43条（映像伝送専用サービスの解除料等の支払義務）	14
第3節 料金の計算	15
第44条（料金の計算方法等）	15
第4節 割増金及び延滞利息	15
第45条（割増金）	15
第46条（延滞利息）	15
第5節 他社接続回線の料金等	15
第47条（他社接続回線の料金の設定）	15
第48条（他社接続回線の料金の支払義務）	15
第49条（他社接続回線の工事費の支払義務）	16
第50条（他社接続回線の利用期間）	16
第8章 保守	17
第51条（専用契約者の維持責任）	17
第52条（専用契約者の切分責任）	17
第53条（専用回線の修理又は復旧の順位）	17
第9章 損害賠償等	18
第54条（責任の制限）	18
第55条（免責）	18

第10章 その他の提供条件	-----	19
第56条 (承諾の限界)	19
第57条 (利用に係る専用契約者の義務)	19
第58条 (映像伝送専用サービスの技術的事項)	19
第59条 (技術資料の閲覧)	19
第60条 (協定事業者への契約者氏名等の通知)	19
第61条 (協定事業者からの契約者情報の通知)	19
第62条 (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)	19
第63条 (法令に規定する事項)	20
第64条 (その他の提供条件)	20
別表 基本的な技術的事項	-----	21
附 則	-----	22
附 則	-----	22

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この映像伝送専用サービス契約約款(映像伝送専用サービス契約約款細則(以下「細則」といいます。))を含みます。以下「約款」といいます。)及び映像伝送専用サービス料金表(以下「料金表」といいます。)を定め、これにより映像伝送専用サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 映像伝送専用サービス	契約の申込み等により指定された地点間において、当社が本邦と外国の地点間に設置する電気通信回線を使用して、専らテレビジョンの映像及び映像に付随する音響の伝送を行う為に提供する専用サービス
4 専用申込	専用契約の申込み
5 専用申込者	専用申込をした者
6 専用契約	終日専用契約及び随時専用契約
7 専用契約者	当社と専用契約を締結している者
8 終日専用契約	映像伝送専用サービスを終日利用するための契約
9 終日専用契約者	当社と終日専用契約を締結している者
10 随時専用契約	映像伝送専用サービスを定められた時刻から定められた時刻まで利用するための契約
11 随時専用契約者	当社と随時専用契約を締結している者
12 専用回線	専用契約に基づき設置される電気通信回線
13 回線終端装置	専用回線の終端の場所に当社が設置する装置
14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。))第9条第1項の登録を受けた者及び事業法第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している細則4(協定事業者)に定める電気通信事業者
16 他社接続回線	協定事業者が設置する電気通信回線であって、相互接続点を介して当社が設置する電気通信回線に接続するもの
17 端末設備	専用回線の終端(相互接続点におけるものを除きます)に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 端末設備等	専用回線に接続する端末設備その他の電気通信設備
21 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
22 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関
23 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関

24 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、一の題号について8,000部以上であること
25 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
26 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(24欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
27 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に映像伝送のサービスを提供する公益法人
28 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(外国における取扱いの制限等)

第4条 映像伝送専用サービスの取扱いについては、外国の法令及び外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

2 本邦との間に映像伝送専用サービスを取り扱う地域(以下「取扱地域」といいます。)は細則10(取扱地域)に定めるところによります。

第2章 映像伝送専用サービスの内容

(専用契約の種別)

第5条 専用契約には次の種別があります。

- (1) 終日専用契約
- (2) 随時専用契約

(映像伝送専用サービスの品目等)

第6条 映像伝送専用サービスには、料金表に規定する品目があります。

(専用回線の終端及び設置区間)

第7条 当社は、細則11(専用回線の本邦内の終端)に定める専用回線の本邦内の終端及び細則12(専用回線の外国側の終端)に定める専用回線の外国側の終端に回線終端装置を設置し、これを専用回線の終端とします。

- 2 前項に規定するものの他に、当社は細則13(相互接続点の所在場所)の相互接続点を専用回線の本邦内の終端とします。
- 3 専用回線の設置区間は、第1項又は前項の専用回線の本邦内の終端から、第1項の外国側の専用回線の終端までとします。

第3章 専用契約の締結等

第1節 契約の単位等

(契約の単位)

第8条 当社は、専用回線1回線ごとに一の専用契約を締結します。

2 一の専用契約について専用契約者は1人とします。

(最低利用期間)

第9条 終日専用契約については、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は第11条(利用開始日等)に規定する映像伝送専用サービスの利用開始日から起算して6ヶ月間とします。

第2節 専用申込及び専用契約の締結

(専用申込の方法)

第10条 終日専用契約に係る専用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の映像伝送専用サービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 品目
- (2) 利用開始希望日及び利用期間
- (3) 専用回線の設置区間
- (4) 送信又は受信の区別(専用回線の本邦内の終端を基点として)
- (5) 他社接続回線の使用の有無
- (6) 他社接続回線に係る区間
- (7) 他社接続回線に係る利用区分及び品目
- (8) 他社接続回線に係る通信相手先の契約者名及び回線番号
- (9) その他専用申込の内容を特定するための事項

2 随時専用契約に係る専用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の映像伝送専用サービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 品目
- (2) 利用開始希望日
- (3) 専用回線の設置区間
- (4) 送信又は受信の区別(専用回線の本邦内の終端を基点として)
- (5) 他社接続回線の使用の有無
- (6) 他社接続回線に係る区間
- (7) 他社接続回線に係る利用区分及び品目
- (8) 他社接続回線に係る通信相手先の契約者名及び回線番号
- (9) その他専用申込の内容を特定するための事項

3 第1項第(2)号及び前項第(2)号に基づき記載される利用開始希望日は、専用申込の日から起算して12か月が経過した日を超えない日で定めていただきます。

(利用開始日等)

第11条 当社は、前条(専用申込の方法)第1項第(2)号及び第2項第(2)号の利用開始希望日を基準に、映像伝送専用サービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、専用申込者と協議の上、映像伝送専用サービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)を定めます。

- 2 映像伝送専用サービスの利用終了日(以下「利用終了日」といいます。)は、専用契約者が映像伝送専用サービスの利用を終了する日とします。
- 3 終日専用契約に係る利用終了日は、利用開始日から起算して利用期間が満了する日とします。
- 4 随時専用契約に係る利用終了日は、利用開始日から起算して12ヶ月となる日が属する月の末日とします。

(専用申込の承諾)

第12条 当社は、終日専用契約に係る専用申込に対して、専用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の専用契約書の取り交わし又はこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。ただし、第38条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第53条(専用回線の修理又は復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 品目
 - (2) 利用開始日及び利用期間
 - (3) 専用回線の設置区間
 - (4) 送信又は受信の区別(専用回線の本邦内の終端を基点として)
 - (5) 他社接続回線の使用の有無
 - (6) 他社接続回線に係る区間
 - (7) 他社接続回線に係る利用区分及び品目
 - (8) 他社接続回線に係る通信相手先の契約者名及び回線番号
 - (9) その他専用申込の内容を特定するための事項
- 2 当社は、随時専用契約の専用申込に対して、専用申込を受けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の専用契約書の取り交わし又はこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。
- (1) 品目
 - (2) 利用開始日
 - (3) 専用回線の設置区間
 - (4) 送信又は受信の区別(専用回線の本邦内の終端を基点として)
 - (5) 他社接続回線の使用の有無
 - (6) 他社接続回線に係る区間
 - (7) 他社接続回線に係る利用区分及び品目
 - (8) 他社接続回線に係る通信相手先の契約者名及び回線番号
 - (9) その他専用申込の内容を特定するための事項
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、専用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった映像伝送専用サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
 - (2) 申込みのあった専用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 申込みのあった利用開始希望日に映像伝送専用サービスの提供の開始ができないとき。
 - (4) 専用申込者が映像伝送専用サービスの料金その他の債務のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 申込のあった専用回線と他社接続回線との相互接続に関し、協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (6) その他映像伝送専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第3節 他人利用請求

(他人利用等)

第13条 専用契約者は、映像伝送専用サービスを専用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届け出ていただきます。又、その利用者を変更する場合も、あらかじめ当社に届け出ていただきます。

2 専用契約者は、映像伝送専用サービスを専用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく専用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、又その利用者が映像伝送専用サービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第4節 専用契約者が行う専用契約事項の変更の請求

(専用契約の種別の変更の請求の禁止)

第14条 専用契約者は、専用契約の種別の変更の請求はできません。

(品目の変更の請求)

第15条 専用契約者は、品目の変更の請求ができます。

2 情報伝送速度の増加に係る前項の変更の実施日は、当社が当該変更の請求を受領した日の翌日以降の日とします。

3 情報伝送速度の減少に係る第1項の変更の実施日は、当社が当該変更の請求を受領した日から2ヶ月となる日が属する月の初日とします。

4 前3項の規定にかかわらず、終日専用契約者は、第9条(最低利用期間)に定める期間内に情報伝送速度の減少に係る品目の変更の請求はできません。

(利用開始日等の変更の請求の禁止)

第16条 終日専用契約者は、利用開始日及び利用期間の変更の請求はできません。

2 随時専用契約者は、利用開始日の変更の請求はできません。

(専用回線の設置区間の変更の請求の禁止)

第17条 専用契約者は、専用回線の設置区間の変更の請求はできません。

(送信又は受信の区別の変更の請求の禁止)

第18条 専用契約者は、送信又は受信の区別の変更の請求はできません。

(他社接続回線に係る専用契約事項の変更の請求)

第19条 専用契約者は、次に掲げる事項の変更の請求ができます。

- (1) 他社接続回線の使用の有無
- (2) 他社接続回線に係る区間
- (3) 他社接続回線の利用区分及び品目
- (4) 他社接続回線に係る通信相手先の契約者名及び回線番号

(変更の請求に対する承諾)

第20条 当社は、第15条(品目の変更の請求)及び第19条(他社接続回線に係る専用契約事項の変更の請求)の規定に基づいて、専用契約事項の変更の請求があったときは、第11条(利用開始日等)及び第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第5節 随時専用契約の予約等

第1款 随時専用契約の予約申込及び承諾

(予約申込)

第21条 随時専用契約の具体的利用にあたっては、次に掲げる事項を含む予約申込を当社に行ってください。

- (1) 利用開始希望時刻及び利用終了希望時刻(開始から終了までの時間を30分以上15分単位、1日以上1時間単位もしくは1ヶ月以上1日単位で申し込んでいただきます。)
 - (2) その他予約内容を特定するための事項
- 2 予約申込は、利用開始希望時刻の24時間前までに行ってください。ただし、当社が取扱い上支障がないと認めるときは、この時刻を過ぎた後でも予約申込を行うことができます。
- 3 第1項第(1)号に基づき記載される利用開始希望時刻は、予約申込の日から起算して3か月が経過した日を超えない日までの範囲内で定めていただきます。

(利用開始時刻等)

第22条 当社は、前条(予約申込)第1項第(1)号に基づき記載される利用開始希望時刻及び利用終了希望時刻に基づき映像伝送専用サービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、予約申込者と協議の上、当該予約に係る利用開始時刻及び利用終了時刻を定めます。利用開始時刻から利用終了時刻までの時間(以下「利用時間」といいます。)は30分以上15分単位、1日以上1時間単位もしくは1ヶ月以上1日単位とします。

(予約申込の承諾)

第23条 当社は、予約申込があったときは、受け付けた順序に従い次に掲げる予約事項について記載した当社所定の予約確認書をもって承諾します。ただし、第38条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第53条(専用回線の修理又は復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 利用開始時刻及び利用終了時刻
 - (2) その他予約内容を特定するための事項
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、予約申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった映像伝送専用サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
 - (2) 申込みのあった専用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 申込みのあった利用開始希望日に映像伝送専用サービスの提供の開始ができないとき。
 - (4) その他映像伝送専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第2款 随時専用契約者が行う予約の変更

(予約の取消しの請求)

第24条 随時専用契約者は、予約の取消しの請求ができます。

(予約事項の変更の請求)

第25条 随時専用契約者は、次に定める条件に従い利用開始時刻の24時間前までに限り、予約確認書に定める予約事項の変更の請求ができます。ただし、当社が取扱い上支障がないと認めた場合は、この時刻を過ぎた後でも当社が取扱い上支障が無いと認める条件に従って予約事項の変更の請求ができます。

- (1) 利用開始時刻の変更の請求はできません。
- (2) 利用時間の延長の請求は、予約申込の利用時間が30分以上15分単位の場合は15分単位、1日以上1時間単位の場合は1時間単位、1ヶ月以上1日単位の場合は1日単位としていただきます。
- (3) 利用時間の短縮の請求はできません。

(予約事項変更の請求に対する承諾)

第26条 当社は、前条(予約事項の変更の請求)の規定に基づいて予約事項の変更の請求があったときは、第22条(利用開始時刻等)及び第23条(予約申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第6節 映像伝送専用サービスの利用の更新等

(専用契約者が行う映像伝送専用サービスの利用の終了の請求)

第27条 終日専用契約者は、利用終了日が属する月の前月の末日までに映像伝送専用サービスの利用の終了を請求することができます。この場合の利用の終了日は、第11条(利用開始日等)第3項に定める利用終了日とします。

2 随時専用契約者は、利用終了日が属する月の3ヶ月前の月の末日までに映像伝送専用サービスの利用の終了を請求することができます。この場合の利用の終了日は、第11条(利用開始日等)第4項に定める利用終了日とします。

(当社が行う映像伝送専用サービスの利用の更新)

第28条 当社は、専用契約者が前条(専用契約者が行う映像伝送専用サービスの利用の終了の請求)の規定に基づく請求を行わない場合は、利用終了日の翌日を映像伝送専用サービスの利用更新日(以下「利用更新日」といいます。)と定めて取扱います。

- 2 利用更新日以降の専用契約事項は従前の専用契約事項と同じとします。
- 3 更新後の終日専用契約に係る利用終了日は、利用更新日から起算して1ヶ月となる日が属する月の末日とします。
- 4 更新後の随時専用契約に係る利用終了日は、第11条(利用開始日等)第4項の規定に準じるものとします。

(専用契約者が行う利用の更新に伴う専用契約事項の変更の請求)

第29条 専用契約者は、利用更新日の15日前までに、利用更新日を実施日とする専用契約事項の変更の請求ができます。

2 当社は、前項の請求を第4節(専用契約者が行う専用契約事項の変更の請求)の規定に準じて取扱います。

第7節 専用契約の解除

(当社が行う専用契約の解除)

第30条 当社は、次のいずれかの場合には、専用契約を解除することがあります。

- (1) 専用契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金の全額又はその他の債務等の全額のいずれかについて、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにもかかわらず、当該債務等を支払わなかったとき。
 - (2) 第33条(映像伝送専用サービスの提供の停止)の規定に基づく映像伝送専用サービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
 - (3) 専用回線に障害が発生し、その電気通信設備以外の電気通信設備によっても、終日専用契約で定めた専用契約事項又は予約確認書で定めた予約事項による映像伝送専用サービスの提供ができず、かつ専用契約で定めた専用契約事項と異なる専用契約事項又は予約確認書に定めた予約事項と異なる予約事項による映像伝送専用サービスの提供もできないとき。
 - (4) 随時専用契約において、終日専用契約の締結又は専用回線の故障滅失等により、その随時専用契約の予約の対象となる電気通信設備がなくなったとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、第(2)号、又は第(4)号の規定により専用契約を解除するときは、あらかじめ、専用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(3)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
- 3 当社は、第33条(映像伝送専用サービスの提供の停止)第1項第(1)号から第(4)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、映像伝送専用サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに専用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定に基づき解除しようとする専用契約に係る映像伝送専用サービスが、第38条(専用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その専用契約者と協議します。ただし、専用契約者が料金その他の債務のいずれかの支払を遅滞したときは、この限りではありません。

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第31条 専用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。

- (1) 終日専用契約について、映像伝送専用サービスの提供開始が終日専用契約者の責に帰しえない事由に基づき専用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知。
 - (2) 第32条(映像伝送専用サービスの提供の中止)第1項第(2)号の規定に基づき映像伝送専用サービスの提供を中止する旨の通知。
- 2 専用契約者は、専用契約に基づく映像伝送専用サービスの料金の額が約款の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の約款の実施期日又はその実施期日以降の日を専用契約の解除の日(以下「契約解除日」といいます。)として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。
- 3 専用契約者は、専用回線に障害が発生した場合であって、当社がその障害を知った時刻から当社が専用回線の復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。
- 4 専用契約者は、前項による事由以外の事由によっても専用契約を解除することができます。この場合、専用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

- 5 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

第4章 映像伝送専用サービスの提供の中止及び停止

(映像伝送専用サービスの提供の中止)

第32条 当社は、次のいずれかの場合には、映像伝送専用サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第38条(専用回線の利用の制限)の規定に該当するとき。
 - (3) 当社の電気通信設備に障害等が発生した場合において、当社が専用回線に係る電気通信設備を使用して映像伝送専用サービス以外の電気通信サービスを提供するとき。
- 2 当社は、前項の規定により映像伝送専用サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を専用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(映像伝送専用サービスの提供の停止)

第33条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、映像伝送専用サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 当社の承諾を得ずに、専用回線の終端に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
 - (2) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他映像伝送専用サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を専用回線等から取りはずさなかったとき。
 - (3) 第57条(利用に係る専用契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (4) 第13条(他人利用等)第2項の規定に違反した場合で、専用契約者以外の者のなす行為が前3号のいずれかに該当したとき。
- 2 当社は、映像伝送専用サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を専用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、提供を停止する映像伝送専用サービスが第38条(専用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、前2項の規定にかかわらず、その映像伝送専用サービスの提供の停止について、あらかじめ、その専用契約者と協議します。

第5章 他社回線との接続

(回線相互接続の請求)

第34条 専用契約者は、専用回線の終端(相互接続点を除きます。以下同じとします。)において、又はその終端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(回線相互接続の請求の承諾等)

第35条 当社は、前条(回線相互接続の請求)の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。ただし、その接続が当社の業務等に支障を及ぼさないと当社が認めた場合に限りです。

- 2 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- 3 専用契約者は、回線の相互接続を行う場合において、当社が必要を認めた場合は、接続に係る工事に立ち会っていただきます。

(回線相互接続の変更)

第36条 専用契約者は、回線の相互接続を変更しようとするときは、その旨を書面で当社に通知していただきます。

- 2 前条(回線相互接続の請求の承諾等)の規定は、回線の相互接続の変更について準用します。

(回線相互接続の廃止)

第37条 専用契約者は、回線の相互接続を廃止しようとするときは、その旨を書面で当社に通知していただきます。

第6章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第38条 当社は、映像伝送専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第39条 当社が提供する映像伝送専用サービスの料金は、料金表第1表(映像伝送専用料)に規定する映像伝送専用料とします。

2 当社が提供する映像伝送専用サービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(映像伝送専用料の支払義務)

第40条 終日専用契約者は、利用開始日から利用終了日又は契約解除日までの期間について、料金表第1表(映像伝送専用料)第1(終日専用契約に係る映像伝送専用料)に規定する映像伝送専用料を支払っていただきます。

2 随時専用契約者は、予約確認書に基づく映像伝送専用サービスの利用開始時刻から利用終了時刻又は随時専用契約が解除された時刻までの時間について、料金表第1表(映像伝送専用料)第2(随時専用契約に係る映像伝送専用料)に規定する映像伝送専用料を支払っていただきます。

3 専用契約者は、第33条(映像伝送専用サービスの提供の停止)の規定に基づく映像伝送専用サービスの提供の停止の期間についても、映像伝送専用料を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第41条 終日専用契約者は、当社が第32条(映像伝送専用サービスの提供の中止)の規定に基づき終日専用契約に係る映像伝送専用サービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して12時間以上その中止が連続したときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する映像伝送専用料(その映像伝送専用サービスの一部を利用できない場合は、その部分に係る映像伝送専用料)の支払いは要しません。

2 前項の規定によるほか、終日専用契約者は、終日専用契約者の責に帰し得ない事由により終日専用契約に係る映像伝送専用サービスの全部又は一部に係る専用回線を全く利用できない状態(その専用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)となった場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する映像伝送専用料(その映像伝送専用サービスの一部を利用できない場合は、その部分に係る映像伝送専用料)の支払いは要しません。

3 随時専用契約者は、当社が第32条(映像伝送専用サービスの提供の中止)の規定に基づき随時専用契約に係る映像伝送専用サービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して1時間以上その中止が連続したときは、中止した時間(1時間の倍数である部分に限ります。)に対応する映像伝送専用料(その映像伝送専用サービスの一部を利用できない場合は、その部分に係る映像伝送専用料)の支払いは要しません。

- 4 前項の規定によるほか、随時専用契約者は、随時専用契約者の責に帰し得ない事由により随時専用契約に係る映像伝送専用サービスの全部又は一部に係る専用回線を全く利用できない状態となった場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して1時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(1時間の倍数である部分に限ります。)に対応する映像伝送専用料(その映像伝送専用サービスの一部を利用できない場合は、その部分に係る映像伝送専用料)の支払いは要しません。
- 5 専用契約者は、前4項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた映像伝送専用料が既に支払われているときは、その映像伝送専用料を返還します。ただし、返還される映像伝送専用料に対しては利息を付しません。

(工事費の支払義務)

- 第42条 専用契約者は、映像伝送専用サービスに係る工事に関する費用が発生したときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前に専用契約の解除又は工事の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既に工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 専用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について実際に要した費用及び現状に復するために要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(映像伝送専用サービスの解除料等の支払義務)

- 第43条 終日専用契約者は、第9条(最低利用期間)に規定する最低利用期間の経過前に、第31条(専用契約者が行う専用契約の解除)第4項の規定に基づき終日専用契約を解除したとき、又は当社が第30条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号もしくは第(2)号の規定に基づき終日専用契約を解除したとき(同条第3項の規定に基づき直ちに解除したときを含みます。)は、料金表第3表(解除料)に規定する映像伝送専用サービスの解除料(以下「解除料」といいます。)を支払っていただきます。
- 2 終日専用契約者は、第9条(最低利用期間)に規定する最低利用期間を経過後に、第31条(専用契約者が行う専用契約の解除)第4項の規定に基づき終日専用契約を解除したとき、又は当社が第30条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号もしくは第(2)号の規定に基づき終日専用契約を解除したとき(同条第3項の規定に基づき直ちに解除したときを含みます。)は、解除料を支払っていただきます。
 - 3 終日専用契約者は、第15条(品目の変更の請求)第3項の規定に基づき情報伝送速度の減少に係る品目の変更を行ったときは当該減少を行った部分に係る解除料に相当する額を支払っていただきます。
 - 4 随時専用契約者は、利用開始日以降に第31条(専用契約者が行う専用契約の解除)第4項の規定に基づき随時専用契約を解除したとき又は当社が第30条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号もしくは第(2)号の規定に基づき随時専用契約を解除したとき(同条第3項の規定に基づき直ちに解除したときを含みます。)は、それぞれの残余の利用時間に対して解除料を合算して支払っていただきます。
 - 5 随時専用契約者は、第24条(予約の取消しの請求)の規定に基づき予約の取消しを行うときは、料金表第4表(取消料)に規定する取消料(以下「取消料」といいます。)を支払っていただきます。
 - 6 前5項の解除料及び取消料の算定の基準となる映像伝送専用料は消費税相当額を加算しない額とします。
 - 7 第30条(当社が行う専用契約の解除)又は第31条(専用契約者が行う専用契約の解除)の規定に基づき専用契約が解除された場合で、支払いを要しない料金その他の債務が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金その他の債務を専用契約者に返還します。ただし、返還される料金その他の債務に対しては利息を付しません。

第3節 料金の計算

(料金の計算方法等)

第44条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第45条 専用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第46条 専用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第5節 他社接続回線の料金等

(他社接続回線の料金の設定)

第47条 映像伝送専用サービスに係る他社接続回線の料金については、当社が設定するものとします。

(他社接続回線の料金の支払義務)

第48条 専用契約者は、協定事業者がその専用契約に係る他社接続回線の提供を開始した日から起算してその他社接続回線に係る契約の解除があった日までの期間について、料金表第5表(他社接続回線に関する料金)に規定する他社接続回線の料金を、当社に支払っていただきます。

2 前項の期間において、その他社接続回線の利用の一時中断(協定事業者の契約約款に規定する一時中断をいいます。以下この条において同じとします。)等により他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの他社接続回線の料金の支払は、次によります。

- (1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の他社接続回線の料金を支払っていただきます。
 - (ア) 専用契約者の請求により、協定事業者が他社接続回線の利用の一時中断をしたとき
 - (イ) 専用契約者又は協定事業者の事由により、他社接続回線の利用停止(事業者の契約約款に規定する利用停止をいいます。)があったとき

- (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定するときを除いて、他社接続回線を利用できなかった期間中の他社接続回線の料金を支払っていただきます。

区別	支払を要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由によりその他社接続回線を全く利用できない状態(その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後に利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)に対応するその他社接続回線(その他社接続回線の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての他社接続回線の料金。
2 協定事業者の故意又は重大な過失により、その他社接続回線を全く利用することができない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその他社接続回線(その他社接続回線の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての他社接続回線の料金。
3 協定事業者の契約約款に規定する移転又は他社接続回線接続変更に伴って、他社接続回線を全く利用できない状態が生じたとき(専用契約者の都合により他社接続回線を利用しなかったときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態となった日の前日までの期間に対応するその他社接続回線(その他社接続回線の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての他社接続回線の料金

- 3 当社は、支払を要しない他社接続回線の料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(他社接続回線の工事費の支払義務)

第49条 専用契約者は、他社接続回線の使用を含む映像伝送専用サービスの専用申込又は工事を要する請求を行い、当社からその承諾を受けたときは、当社が別に定める工事費を支払っていただきます。専用契約を解除したときも同様とします。ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又は工事の請求の取消し(以下この条において「専用契約の解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に専用契約の解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して専用契約の解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(他社接続回線の利用期間)

第50条 他社接続回線の利用期間については、協定事業者の契約約款の規定によります。

第8章 保守

(専用契約者の維持責任)

第51条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第52条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、映像伝送専用サービスを利用することができなくなった場合は、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の専用契約者による確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を専用契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、映像伝送専用サービスを利用できない原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(専用回線の修理又は復旧の順位)

第53条 当社は、専用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第38条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する専用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位、第2順位及び第4順位に該当しないもの
4	第1順位及び第2順位に該当しない随時専用契約に係る映像伝送専用サービス

第9章 損害賠償等

(責任の制限)

第54条 当社は、終日専用契約に係る映像伝送専用サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその全部又は一部の提供をしなかったときは、その映像伝送専用サービスの全部又は一部に係る専用回線が全く利用できない状態(その専用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続した場合に限り、当該終日専用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、専用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する映像伝送専用料(その映像伝送専用サービスの一部を提供しなかった場合は、その部分に係る映像伝送専用料)を終日専用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 前項の場合において、専用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応する映像伝送専用料の額の算定にあたっては、料金表通則6(月額料金の日割)第2号及び料金表通則7(端数処理)の規定に準じて取扱います。
- 4 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により映像伝送専用サービスを提供しなかったときは、第2項の規定は適用しません。
- 5 当社は、随時専用契約に係る映像伝送専用サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときにおいても、当該随時専用契約者の被る損害について一切の損害賠償責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

(免責)

第55条 当社は、映像伝送専用サービスの提供の開始が終日専用契約に定めた利用開始日より遅れた場合であっても、前条(責任の制限)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又専用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

- 2 当社は、当社が行う専用回線に係る設備、その他の電気通信設備の設置、追加、変更、取り換え、修理、復旧、移転又は撤去の工事にあたって、専用契約者(第13条(他人利用等)の規定に基づき映像伝送専用サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 その他の提供条件

(承諾の限界)

第56条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(その請求が相互接続点との通信に係るものである場合において、その相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めによることによります。

(利用に係る専用契約者の義務)

第57条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその専用回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障が無いと認めた場合を除いて、当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。

(映像伝送専用サービスの技術的事項)

第58条 映像伝送専用サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(技術資料の閲覧)

第59条 当社は、映像伝送専用サービスを利用するうえで参考となる細則14(映像伝送専用サービスに係る技術資料の項目)の事項を記載した技術資料を、当社の指定する場所において閲覧に供します。

(協定事業者への契約者氏名等の通知)

第60条 当社は、協定事業者から請求があったときは、専用契約者(その協定事業者と電気通信サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの契約者情報の通知)

第61条 専用契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な専用契約者の情報の通知を受けることについて承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第62条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款及び料金表の規定により協定事業者が専用契約者に請求できることとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱を行うことがあります。

- (1) 専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払を現に怠っていないとき、又は怠る恐れがないとき。
 - (2) その申出について協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、専用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱を廃止します。

(法令に規定する事項)

第63条 映像伝送専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(その他の提供条件)

第64条 映像伝送専用サービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

別表 基本的な技術的事項

信号種別	物理的規格	電気的規格
MPEG信号	BNC同軸コネクタ (JIS規格C5412)	DVB - ASI

備考: 本方式は、基本的な接続方式を示しており、専用契約者の要望その他の事由により、本表以外の条件によることがあります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成15年3月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成17年9月1日から実施します。

資料名 映像伝送専用サービス契約約款

資料番号 PSD-W-第05-001号

平成 15年 3月 25日 第1版

平成 17年 9月 1日 第2版

J S A T 株 式 会 社

東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

TEL :03-5571-7770

(営業本部代表)
